

奈良県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、  
次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十九年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
グランソール奈良	一 宇陀市菟田野松井八丁	導 居宅療養管理指導	平成二十九年七月一日